

ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

内田貴先生のご著書「法学の誕生：近代日本にとって『法』とは何であったか」（筑摩書房）をご存知だろうか。19世紀後半（明治維新时期）の日本が、西洋諸国の植民地になることを回避するために、どのようにして国を近代化させたかについて、「西洋法の継受」という視点から描いた本である。内田先生は、この本の中で、日本が、近代化を達成するために、西洋から「法」というそれまでの日本社会に存在しなかった概念を受容した際、これを自らのものとして適切に運用するためには、単に、民法典や刑法典のような法律を成立させるだけでは足りず、法的思考様式、すなわち「法学」を誕生させる必要があったとし、明治維新时期の日本人がどのようにしてこれを成し遂げたかを詳細に描かれている¹。

ところで、当職が法制度整備支援の専門家として活動をしているラオスは、1975年にラオス人民革命党主導による社会主義革命が達成された後、経済面では計画経済が導入され、これに沿った法整備が進められてきたが、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を採用し、経済面でも新経済メカニズム政策（経済の自由・開放）が導入されたことにより、市場経済化を促進するための法整備が進められるようになった。そして、その約10年後、ラオス政府から日本政府に対する法制度整備支援の要請がなされ、1998年から日本による法制度整備支援が開始され、それから約20年後、2017年に刑法典²、2018年に民法典³がそれぞれ成立した⁴。しかし、ラオスでは、いまだ刑法典等の基本的法律が適切に運用されている状況にあるとは言い難く、国民の司法に対する不信は根深い。当職は、2017年7月にラオスに赴任した後、ラオス司法界の抱える様々な問題の解決に向けて（ラオスにおける法の支配の確立を目指して）プロジェクト活動に取り組みながら、「なぜラオスはすでに日本を含む様々な国から20年以上支援を受け、基本的な法律の整備も進んでいるにも関わらず、司法が適切に運用されていない（国民から司法が信用されない）状況が続いているのか。」という疑問を持っていた。そうした中、当職は、赴任後約2年が経過した2019年5月頃に内田先生のご著書を拝読し、上記疑問解決の糸口を見つけた気がした。それが本稿のサブタイトル

¹ 内田先生のご著書を拝読した当職の感想（私見）である。

² 2018年施行。

³ 本稿執筆時である2020年1月時点では施行されていない。

⁴ 山田紀彦「ラオス—一党支配体制下の市場経済化」、 「ラオスにおける国民国家建設—理想と現実—」（研究双書）、伊藤淳等「ラオスにおける日本の法制度整備支援の現状と課題～民法典起草支援を通じて～」（法律のひろば2019年3月号）。

でもある「ラオス法学の誕生を目指し」た活動をはじめることである。

本稿では、当プロジェクトが、期待される活動の一つである法学教育・法曹養成研修の改善分野の活動において、「ラオス法学」誕生を目指して活動（以下「本活動」という。）を始めた経緯について、ラオスの法学教育・法曹養成研修の現状と課題の分析を通じて報告したい。もとより本稿の意見にわたる部分は当職の私見であり、JICAや所属先（法務省）の公式見解ではない。

2 本活動を始めた経緯及び事前調査の概要

(1) 本活動を開始した経緯

当プロジェクトは、2019年4月頃に本活動を開始したので、その当時の状況を振り返りながら経緯をご紹介したい。

当プロジェクトでは、ラオスの法学教育・法曹⁵養成研修に関する活動を教育研修改善SWG（以下「本SWG」という。）が担当することを予定している。本SWGは、ラオス法学教育機関⁶・法曹養成研修機関⁷が実施する教育・研修に関するカリキュラムの整備、効果的な教材・教授方法の開発及び普及をその成果とし、具体的活動としては、「法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の連携と役割分担に配慮しながら、カリキュラムと教育・研修活動の現状を調査し、各科目の目的を明らかにするとともに、改善点を抽出する」、「カリキュラム調査、モデル教材の作成、モデル教材の指導要領の作成、モデル教材及び指導要領にもとづく Training of Trainers (TOT) の実施を踏まえて、毎年、各教育研修機関のカリキュラムの見直しがなされ、必要に応じて改善が図られる」という活動を予定している⁸。そして、当プロジェクトは、2018年7月のプロジェクト開始から2019年4月までの間、本SWGの活動として、ラオスの刑事・民事事実認定の改善に着目して、ラオス版事実認定理論及びそのトレーニング方法の確立、普及を目指した活動を行うことでラオス側と合意し、個々の活動を行ってきた⁹。

これに対し、当プロジェクトは、本SWGの活動として予定されている法学教育・

⁵ 「法曹」には、狭義の法曹、すなわち、裁判官・検察官・弁護士以外に例えば公証人や登記官や執行官などの法律を使って専門的な業務を行う者が含まれる場合もあるが、本稿で「法曹」という言葉を用いた場合は、特別な場合を除き、狭義の法曹を意味する。

⁶ 本稿では「法学教育機関」について、法曹養成に特化せず、ラオスにおいて法律学を学生に教育する機関を広く意味するものとしている。

⁷ 本稿では「法曹養成研修機関」について、ラオスにおいて狭義の法曹（またはこれを目指す者）に研修を実施する機関を意味するものとしており、国立司法研修所（NIJ）最高人民検察院研修所、最高人民裁判所研修所を指す。

⁸ 当プロジェクトの成立経緯や活動概要については、本誌76号の拙稿「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」を参照されたい。

⁹ 本SWGがラオスにおける事実認定の改善に関する活動を開始した経緯や概要は、拙稿「ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～」（ICD NEWS 78号）、佐竹亮・鈴木一子「ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査）」（ICD NEWS 80号）等を参照されたい。

法曹養成研修機関のカリキュラム調査、同カリキュラムの見直しについて、2019年4月時点で、ほぼ手付かずの状態であった。もっとも、ラオス司法界の指導的立場は、様々な機会に法学教育・法曹養成研修カリキュラムの改善への期待を述べており、法学教育・法曹養成研修機関におけるカリキュラム改善（整理）に関するラオス側の期待・関心は非常に高かった。また、本プロジェクトも、本プロジェクトの最重要目的を「プロジェクトの成果をプロジェクト関係者以外にも広く伝えること」と定めて、同目的達成のために、事実認定理論やトレーニング方法の確立及び普及を含む各種プロジェクト活動の成果を法学教育機関・法曹養成研修機関で適切に実施する（プロジェクト成果物を使った法学教育・法曹養成研修が行われる）ことが重要と考えていた。そのため、法学教育機関及び法曹養成研修機関におけるカリキュラム調査や見直しなどの活動は、事実認定改善活動等に劣らず重要なプロジェクト活動で、可能な限り早く取り組むべき活動であると考えていた

そこで、当プロジェクトは、ラオスの法学教育機関・法曹養成研修機関におけるカリキュラム調査及び改善に関する活動¹⁰を開始するべく、2019年4月から6月にかけて、以下のような事前調査を実施した。

(2) 事前調査の概要

続いて、当プロジェクトが実施した事前調査の概要を紹介したい。

ア ラオスにおける法学教育・法曹養成研修制度の現状¹¹

ラオスには、法学教育機関として、ラオス国立大学法政治学部（FLP）、国立チャンパーサク大学法政治学部、国立司法研修所（NIJ）における法科大学部門が存在する¹²。また、ラオスには、法曹養成研修機関として、NIJの法曹養成部門、最高人民検察院研修所、最高人民裁判所研修所が存在する¹³。そして、ラオスでは、現在、法曹になるためには、法学教育機関で法学教育を受けて法律分野の High diploma 以上を取得し、法曹養成機関のNIJで法曹養成研修を受け卒業試験に合格した後、裁判所、検察院、弁護士会で、それぞれ継続的な実務研修を受けるなど

¹⁰ ラオスの法学教育機関・法曹養成研修機関におけるカリキュラム調査及び改善に関する活動は「本活動」そのものではなく、本活動がその一部にあたるという関係になる。

¹¹ 基本的に事前調査を行った2019年6月当時の情報に基づくが、本稿執筆時である2020年1月時点でも同様と認識している。

¹² 瀬戸裕之「アジア法ハンドブック、第10章 ラオス、」（名古屋大学出版会）、乾美紀「ラオスにおける法学教育と法曹養成制度の改革」（「法整備支援重点対象国における法学教育」研究成果報告書2019年3月）等参照。なお、NIJは開校当初は法科大学部門を卒業しても法学士（bachelor's degree of law）をとることができなかったが、2018年から法学士を取得することが可能となった。

¹³ ラオス弁護士会（LBA）もNIJを卒業するなどした見習い弁護士に対する研修を行っているが、研修所ではなくLBA内に設置された研修委員会のような組織が担当するようである。

して、裁判官・検察官・弁護士となる制度を採用している^{14 15}。

そして、ラオスでは、上記制度を前提に、法曹を目指す者に対して、以下のような法学教育・法曹養成研修が実施されている。

まず、ラオスの法学教育機関の一つであるラオス国立大学法政治学部の民事法学科及び刑事法学科¹⁶では、民事法及び刑事法に関する教育を行っている。もっとも、教員間で指導内容の調整はほとんど行われておらず、各教員がカリキュラム表に準拠して作成されたシラバスを参考に教科書¹⁷の内容を適宜改変したプリント教材を利用するなどして、学生に対する指導を行っている。そしてこのような指導を受けた学生は、その後、法曹を目指してN I Jに進む他、法曹以外の道として司法機関以外の政府機関や一般企業等に就職している。

次に、ラオスの法曹養成研修機関の一つでありラオスで法曹になるためには基本的に入所することが求められるN I Jでは¹⁸、入学試験に合格した修習生に対し、司法省の職員の他、裁判所、検察院、弁護士会から招いた実務家の講師が指導を行っている。もっとも、N I Jにはラオス国立大学に存在した教科書のような統一的教材が存在せず、N I J職員と講師による会議でカリキュラム及び各科目の指導ポイントを決めた上で、各講師が、科目名と指導のポイントを踏まえてプリント教材を作成するなどして、修習生に対する指導を行っている¹⁹。そして1年間の修習を修了した修習生は、卒業試験を受け、これに合格すると所謂「法曹資格」を得て、裁判官・検察官を志す者は裁判所及び検察院に入所、弁護士を志す者は見習い弁護士として弁護士会に入会する。

また、N I Jを卒業した学生が、検察院及び裁判所並びに弁護士会に入所・入会した後は、検察院及び裁判所の研修所及び弁護士会の研修担当者の下で、いわゆる

¹⁴ 須田大「ラオスの法曹養成制度改革」(ICD NEWS第72号)参照。

¹⁵ N I Jの法曹養成部門は、第三期生(2017年9月入学)までは応募者数、入所者数も定員(150名-200名)を上回るなどおおむね順調に運営されていたが、ラオス政府の深刻な財政難の影響もあり、裁判所や検察院の採用人数が激減した。そのため、N I Jを卒業しても裁判官や検察官になることができない状況となったことから、第四期生以降は応募者数が激減し、第五期生(2019年9月入学予定)の際は応募者数が50名を下回り合格者も20名程度にとどまったため予定通りに開講できず、追加の募集を行い2019年12月ようやく開講された。このような状況を踏まえて、N I Jは、N I J法曹養成部門の修了生の就職先を法曹以外にも拡大するために、教育スポーツ省と協議し、修了生に対し、大学院卒業と同程度(修士資格を与える)ことができるよう制度変更することも計画中のことである。

¹⁶ この他に国際法学科、ビジネス法学科、政治学科が存在する。

¹⁷ 製本された教科書はほとんど存在せず、データとして存在する教科書について、各教員が必要な部分を講義内容に応じて適宜修正するなどしてプリント教材を作成し学生に配布することが多いようである。

¹⁸ 但し、一定の実務経験があるものに対しては、N I Jを卒業しなくても、L B Aが実施する特別の研修を受講することで弁護士資格を得ることができる途も存在する。

¹⁹ N I Jでは講義以外にも、各地の実務機関での実務修習や模擬裁判なども実施されているが、実務修習では各機関の見習い職員と一緒に裁判官や検察官の仕事を手伝う程度で具体的な指導はなされておらず、さらに、模擬裁判も明確な指導方針にもとづいて実施されていない。

○J Tによる研修を受けている²⁰。

イ ラオス以外の国における法学教育・法曹養成研修制度の概要

さらに、当プロジェクトは、ラオスの法学教育・法曹養成研修制度の問題点を検討する際の参考とするために、ラオス以外の国における法学教育・法曹養成研修制度についても調査をしたので、ラオスの法学教育・法曹養成研修制度との比較検討を試みるためにここで簡単に紹介したい。

当プロジェクトは、事前調査の結果、現在²¹、世界各国で行われている法学教育・法曹養成研修制度は、3つの種類に分類できると理解している。すなわち、フランス・ドイツなどのいわゆるシヴィルロー（大陸法）系の国で一般的に採用されている、法学教育を大学で、法曹養成研修を司法研修所等の専門家養成施設で行う方法（以下「甲型」と呼ぶ。）、アメリカなどのいわゆるコモンロー（英米法）系の国²²で一般的に採用されている、法学教育を行わず²³、大学を卒業した学生の中で法曹を目指す者に対して、大学院（ロースクール）において法曹養成研修を行う方法（以下「乙型」と呼ぶ。）、最後に、日本や韓国などの東アジア法体系の国²⁴で採用されている、法学部又は（及び）法科大学院で法学教育及び法曹養成教育（の導入部分）を行い、その後、司法研修所やその他の機関（実務機関の研修所）で法曹養成研修を行う方法（「丙型」と呼ぶ。）である。

i 甲型の法学教育・法曹養成研修制度の特徴²⁵

甲型の制度は、法曹養成研修を職業教育と位置付けて、大学における法学教育と別のものと考え、それぞれに異なる使命がある点に特徴がある。そして、甲型の制度を採用している国では、大学で行われている法学教育では、法曹養成研修（実務）との架橋はあまり意識されていない。これは大学での法学教育は、法を単なる裁判規範ないし紛争解決ルールにすぎないものではなく、それを超えた意味があるものにとらえた上で、まずは法曹を目指す者もそれ以外の者も、社会において法に関係する仕事をしようとする者は、大学において「法とは何か」、「法が社会において果たす役割は何か」（いわゆる「法学入門」）について基本法（公法、民法、刑法等）の各理論と共に学び、その後、法曹を目指す者は、職業訓練校に進み、裁判規範ないし紛争解決ルールでもある法について、その具体的な運用方法（手続法や事実認定手法）を法曹倫理と共に身に着けることを予定し

²⁰ 今回の事前調査では各実務機関による○J T研修の詳細までは調査していない。

²¹ 2019年6月当時を指すが、本稿を執筆している2020年1月時点でも同様の認識である。

²² 但し、イギリスは大学レベルで法学教育を行っている。

²³ アメリカの大学には法学部が存在しない。

²⁴ 本稿では「東アジア法体系の国」について、古代法として中国の律令制度をもとにする法制度を持ちつつ、19世紀後半以降に、大陸法的な法制度を整え、第二次世界大戦後に英米法的な要素も採用した独特な法制度を整えた国を指す（鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」、北大法学論集参照）。

²⁵ 藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」（法曹養成対策室報 No. 5）、横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」（法科大学院等専門職大学院形成支援経費プログラム）、山本一「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」（慶応法学第12号）等参照。

ているためである。

すなわち甲型の国では、法曹は、大学で法学教育（法とは何か、基本法理論）を受け、その後、職業訓練校（司法研修所等）で法曹養成研修（法曹倫理、手続法、事実認定手法等）を受ける必要がある。

ii 乙型の法学教育・法曹養成研修制度の特徴

乙型の制度は、法曹養成を職業教育と位置付けている点は甲型と同じであるものの、法曹養成研修とは別に法学教育というものを想定せず、それゆえ、法学教育と法曹養成研修にそれぞれに異なる使命があるとは考えない、という点に特徴がある。乙型の制度を採用している国（アメリカ）の大学には法学部は存在せず、大学レベルで甲型の国のような法学教育は実施されていない。そして、その理由の一つは、乙型の国、すなわち、コモンロー（英米法）系の国では、裁判は既に存在する法を解釈して紛争に適用することで紛争を解決するものではなく、過去に存在した類似の紛争（判例）を検討することで、そこに定立する規範を発見することで解決するもので、法は裁判規範、紛争解決のルールにすぎず、これを越えた存在であるとまでは考えられておらず、法曹を目指す者以外の者が学ぶ対象ではないために大学で特に法学教育が行われておらず、大学を卒業して法曹を目指す者のみが、専門職大学院（法科大学院）において学ぶ（習得する）ものと考えているためである²⁶。

すなわち乙型の国では、法曹は、大学では法を学ばず、専門職大学院（ロースクール）に入学した後、基本法（契約法、不法行為法、財産法、憲法、刑法、証拠法等）、判例法、法曹倫理を学ぶと同時に、いわゆるソクラテスメソッドにより複数の判例を検討して紛争解決のための規範を発見する技術・能力を身に着ける研修（教育）を法曹倫理とともに学ぶ（身に着ける）ことを予定している。

iii 丙型の法学教育・法曹養成研修制度の特徴

丙型は、甲型と乙型をあわせた形である。丙型を採用していたと考えられる日本及び韓国において、近時、法曹養成制度改革が行われた結果、その特徴も変化したと考えられるが²⁷、両国ともに、法学部における法学教育（入門）が存在すること、法科大学院において法学教育（発展応用）と法曹養成研修の導入教育が行われていること、法科大学院を卒業後に本格的な法曹養成研修が行われており、

²⁶ 法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実務基礎教育のあり方に関する調査研究」プロジェクト「アメリカ合衆国における法曹養成の実情に関する調査報告書」、甲斐素直「米国における法曹実務教育—我が国法科大学院の進むべき道を探る—」（日本大学大学院法務研究科研究紀要第3号）、ジュディス・W・ウェグナー著、宮川成雄訳「アメリカの法学教育—カーネギー・レポートとその後の動向—」参照。

²⁷ 尹龍澤「韓国の法学教育と法曹教育—韓国型ロースクールの開幕を目前にして—」（愛知学院大学論集）、「司法制度改革審議会意見書」、中西一裕「法曹養成制度改革の現状と課題」（法曹養成対策室報 No. 2）等参照。

乙型よりは甲型に近い制度といえる^{28 29}。

3 本活動を当プロジェクト活動に取り込んだ経緯

(1) ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成制度の在り方

当プロジェクトは、前記事前調査を踏まえて、ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成研修制度の在り方を以下のとおりと整理した。

まず大前提として、当プロジェクトは、ラオス法について、その発展の経緯や現状に即して、シヴィルロー（大陸法）を主としつつ仏教法や社会主義法的要素を持つ法体系と分析した^{30 31}。また、ラオスで現在³²行われている法学教育・法曹養成研修制度の現状を鑑みるに、いわゆるコモンロー（英米法）の国で実施されている法学教育・法曹養成研修制度（乙型）ではなくシヴィルロー（大陸法）の国で実施されている法学教育・法曹養成研修制度（甲型）に近いと分析している³³。また、ラオスの実務（裁判）では、コモンロー（英米法）の国における同種事案（判例）を比較検討して規範を発見してその規範を当該紛争に当てはめて解決する手法ではなく、シヴィルロー（大陸法）の国のように当該事案の解決に資する規範を（事案に適合する形で解釈した上

²⁸ 丙型の国の法体系の特徴は、大陸法を基本としつつ英米法的要素も取り入れている点にあるが、その他に、法文化的な特徴として、i 法とは権力者からの命令、禁止規範であり、法が権力者を拘束するという意識が薄いこと、ii 実体法と分離した手続法を観念できず、手続による結果の正当化という観念が育っていないこと、iii 権力者と国民の間の垂直的関係を媒介する国家法だけが発達し、国民相互の平等な主体間の横の関係を規律する私法、すなわち、私的な権利保護を目的とする独自の民法体系が育たなかったこと、iv 裁判という作用が行政機構の一業務に解消され、司法が行政とは独自の機関、機能として存在せず、行政官が裁判業務を行ったため、裁判業務に関する特別な知識や技術の必要性が意識されることが少なく、法律家という職業階層が育つことがなく、法学という学問も発達しなかった点もあげられるとされる（鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」、北大法学論集参照。）。

²⁹ さらに、東アジア法系に近い法体系として、ロシア法（ソヴィエト法）が存在し、その特徴としては、i 法の無視（法に価値を認めず、軽視する。支配者は法を無視して恣意的に権力を行使し、庶民は権力者の命令に唯々諾々と従うふりをしつつ、権力者の目の届かないところで法の網をかいくぐる）、ii 法律概念が曖昧（権力は万能であり、法律を制定する最高権力は法律より上位にあり、法が権力を拘束することはない）、iii 管理法中心（市民が自主的に制定し自ら拘束される私的法律は発展せず、国家秩序を保つための権力からの命令としての法律が発展）、iv 役人の横暴・愚鈍・無責任（法律は、役所がそれを具体化する訓令（下位規範）が発出されたときにはじめて意味を持つ、すべての役人は権力者で、末端の役人がその職務の範囲内で全能な権力者のようにふるまう）、v 裁判所よりも検察（管理法を貫徹させるために、個別紛争の解決ではなく管理法順守に重きを置き、その監督機関である検察を裁判所よりも重視した）などがあると説明される（森下敏男「ロシアの法文化」参照。）。

³⁰ 松尾弘・大川謙蔵「ラオスにおける民事法制関係の調査研究」（平成27年度調査研究報告）等参照。

³¹ ラオス民法典起草過程においても、民法典起草委員会は、コモンロー（英米法）に由来する法制度の導入については慎重に検討すべきという態度で接しており、ラオスの法体系がシヴィルロー（大陸法）系に属するとの意識を明確に示してきた（2018年11月実施の民法典草案検討会議におけるケート・ケティサック民法典起草委員長発言等。）。

³² 2019年6月当時を指すが、2020年1月現在も同様の認識である。

³³ ラオス側も概ね同様の理解をしているものと推測される（2014年8月実施の日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究におけるブンクワン・タヴィサック最高人民裁判所副長官（当時は最高人民裁判所研修所長）の「ラオスの特徴としては、日本は法科大学院を卒業して司法研修所に入るのが一般的ですけれども、ラオスは法科大学院がなく、NIJは（日本の）法科大学院と司法研修所を合併してできた施設だと考えていただければと思います。これはフランスにも似ています。」旨発言等参照）。

で)³⁴適用して解決する手法をとっていると分析した³⁵。

上記の分析を前提として、当プロジェクトは、下記で述べる問題意識を踏まえて、ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成研修制度については、シヴィルロー（大陸法）を法体系として持つ国々で実施されている法学教育・法曹養成研修制度（甲型）の徹底、すなわち、大学において法学一般論（法とは何か）³⁶及び基本法（公法，民法，刑法等）の理論を学び、その後、法曹を目指す者だけがN I Jにおいて法曹倫理教育³⁷及び手続法（民事訴訟法，刑事訴訟法等）並びに事実認定（民事事実認定，刑事事実認定）を学び、実務家になった後に、各機関の研修所等が実施する研修や具体的事件の処理を通じて、民事，刑事，行政事件の具体的な解決方法やより高度な専門知識を習得していくのが理想的であると考えた（別添図「ラオスにおける法学教育・法曹養成研修」参照）。

なお、当プロジェクトの問題意識は以下の通りである。

当プロジェクトに先立つ法律人材育成強化プロジェクトフェーズ1開始時（2014年7月時点），ラオス司法界の課題は「十分な法理論にもとづかない立法，これに基づく行政及び司法，また，法理論の理解が不十分，かつ，法理論と実務の関連付けもほとんど行われない法学教育・研修」と整理され，この改善に向けて，日本（J I C A）は，フェーズ1，同プロジェクトフェーズ2，そして当プロジェクトを実施してきた（実施している）。そして各プロジェクト活動の結果，上記問題点は徐々に改善しているものの未だ不十分な点も多く残されている³⁸。当プロジェクトは，これまでのプロジェクト活動の振り返り及び前記事前調査の結果を踏まえて，上記問題点が残されている原因の一つとして，ラオスにおいては法がラオス社会において存在する意味が理解されていないため（「ラオス法学」の欠如），ラオス法学にもとづいたラオス民法やラオス刑法などの基本法理論の研究・教育が行われておらず，さらには，基本法理論の理解を前提とする実務研修（法曹養成研修）が行われていないためではないかと考えるに至り，この問題の解決のための一つの方法として，上記のような法学教育・法曹養成研修を実施することが望ましいと考えたものである³⁹。

³⁴ ラオスでは，法曹に規範の解釈権はなく，国会にあるとされている（憲法56条2項）。もっとも，当職の私見であるが，個々の紛争解決例（裁判例）を確認し，個別にラオスの法曹と話をする限り，ラオスの法曹も実際には規範の解釈を行って法を適用して紛争解決していると思われる。

³⁵ なお，裁判所法（2017年改正）12条に判例が先例として法的拘束力を有する旨の規定があるが，判例の整理・研究等が進んでおらず，判例の拘束力に基づく紛争解決はほとんどなされていないようである。

³⁶ いわゆる「法学入門」，すなわち，ラオス社会において「法律」とはどのような意味をもつ社会インフラなのかを考えることを想定している。

³⁷ N I Jでも現在，「法曹三者の協力」，「裁判官の任務」，「検察官の任務」，「弁護士の任務」などの科目が設置されているが，統一的な見解にもとづく講義が実施されているとはいえ，個々の講師の裁量（独自の見解や経験）に基づいた講義が実施されているようである。

³⁸ 前記「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」（ICD NEWS 76号）等参照。

³⁹ 三ヶ月章「法学入門」（弘文堂）等参照。

そして、当プロジェクトでは、ラオスでは、現状⁴⁰、「ラオスが目指すべき法学教育・法曹養成研修」を実現するに当たって存在する問題点として、大学における法学教育との関係では、i 法学一般論（ラオス法学入門）が存在しないこと、ii 基本法の理論研究及び教育が十分に行われていないことが挙げられ、さらに、N I Jにおける法曹養成研修との関係では、iii 法曹倫理教育という科目がないこと（若しくは統一的に整理された形で行われていないこと）、iv 手続法に関して実務面のみならず理論面も踏まえた統一的な内容での研修が行われていないこと、v 事実認定に関して実務面のみならず理論面も踏まえた統一的な内容での研修が行われていないこと、が少なくとも存在すると分析した。

(2) 本活動の当プロジェクト活動への取組

当プロジェクトは、上記分析（ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成研修の内容及びこれを前提とした現状の問題点）を踏まえて、今後、ラオスの法学教育・法曹養成制度に関する課題を解決するために、人的、予算的、制度的⁴¹制約の問題、これまで蓄積してきた知見を活かすという観点から、以下のような活動を実施することが効果的と考え、2019年6月、当プロジェクトの日本側関係機関⁴²に提案し、認識を共有した。そして、当プロジェクトは、以後、同提案を実際の活動に移すべく、ラオス側との協議を行っている。以下では、当プロジェクトの今後の取組、すなわち、本活動のプロジェクト活動としての取組の概要を紹介したい。

当プロジェクトは、別添図で明示した「ラオスが今後目指すべき法学教育及び法曹養成研修の内容」を前提にした上で、まずラオスの大学で実施される法学教育との関係では、民事及び刑事実体法の理論教育（民法典理論、刑法典理論の研究及び教育）に着目した活動に取り組み、さらに、N I Jで実施される法曹養成研修との関係では、民事事件及び刑事事件の司法的解決のために法曹に必要となる能力を習得する研修（民事事実認定、刑事事実認定の研修）に取り組みたいと考えている。そして、法学教育・法曹養成機関におけるカリキュラム改善との関係で、まさに別添図を実現化する形でカリキュラムが抜本的に改正されることが望ましいと考えている。しかしながら、ラオスの大学やN I Jでは（別添図を実現化したものとは別の）カリキュラムが既に存在して運営されている状況に鑑み、いきなり別添図を実現化するカリキュラムが整備されて実施されることを目指すのではなく、別添図にもとづくカリキュラムに沿った科目（その教育研修を実現する教材も）が増えるよう、当プロジェクトの活動として予定している民事及び刑事実体法に関する理論研究、民事・刑事事実認定研究に関する活動内容が、ラオス国立大学の法学教育・N I Jの法曹養成研修・各実務機

⁴⁰ 2019年6月を指すが、本稿執筆時点である2020年1月時点でも同様の認識である。

⁴¹ ラオス国立大学（チャンパサック大学）、N I Jのカリキュラム（教育・研修制度）を改訂する場合には、スポーツ教育省の認可が必要となるが、スポーツ教育省は当プロジェクトのCP機関ではない。

⁴² 当プロジェクトのアドバイザーグループ（民法典SWG、教育研修改善SWG）、J I C A本部、法務省法務総合研究所国際協力部（I C D）等を指す。

関におけるOJT研修に反映されるように根気強く提言していくことを目指すべきと考えている。なお、当職個人としては、特に、ラオス国立大学を中心とするラオスの大学において、ラオスには現在存在しない「ラオス法学」という学問を誕生させ、カリキュラムに反映させる（すなわち「本活動」である。）旨提言できるかが非常に重要になると考えている。

その上で、当プロジェクトは、本活動を含む上記各活動を当プロジェクトの3つのSWGの今後の活動内容・計画に即して考えると、

- 1) 本SWGが、「カリキュラム改善に向けた提言検討（「ラオス法学入門」の成立に向けた研究を含む）」、「民事・刑事事実認定に関する教科書や問題集や模擬事件記録教材の作成、TOTの実施」
 - 2) 刑事法SWGが「刑法典理論の研究^{43 44}」
 - 3) 民事法SWGが「民法典理論の更なる研究⁴⁵」
- を担当するのが良いと考えた。

当プロジェクトは、以上の経緯で本活動を当プロジェクト活動である「法学教育・法曹養成研修改善活動」の一つとして取り組むことを決め、2019年7月以降、本活動を開始したものである。

4 おわりに

当プロジェクトは、上記の通りの経緯で、2019年7月から本活動を開始した。本活動を担当する本SWGは、2019年12月に実施した本邦研修において、内田先生から「日本における法学の誕生と法学の意義」というテーマでご講演をいただく機会があった。講演の趣旨は、本活動を開始し、ラオスの法学教育・法曹養成研修改善活動の一環として「ラオス法学の誕生」を目指す本SWGに対し、前記内田先生のご著書の内

⁴³ 当職個人としては、法学部（NIJの法科大学部門含む）の学生向けの刑法典の教科書作成が良いと考えている。ラオス国立大学法政治学部及びNIJは、2018年に施行された刑法典に準拠した教科書の作成（既存の教科書の改訂）を予定しており、これに対する日本の支援を求めている。もっとも、ラオス民法と異なり、日本にはこれまでラオス刑法の支援（研究）を実施した実績がほとんどなく、さらに、ラオス特有の問題として、法起草時の情報（起草の経緯を把握することが可能となる資料）が乏しいことから、民法支援に比べて、教科書作成に取り組むにあたり克服すべき問題点は多いとの認識を持っている。

⁴⁴ 2019年10月、法務省法務総合研究所とNIJが、2018年12月に締結した協力覚書（MOU）に基づく活動として、将来的な大学生向けのラオス刑法典の教科書作成も視野に入れた上での、両国の刑法の比較研究する「日・ラオス刑法比較ローフォーラム」を実施し（当プロジェクトも後援機関として参加。）、今後も継続することを検討している。なお、ローフォーラムの詳細は、伊藤浩之「ラオス国立司法研修所と法務総合研究所との間の共同セミナー開始」（ICD NEWS 81号）を参照されたい。

⁴⁵ 当職個人としては、法学部（NIJの法科大学部門を含む）の学生向けの民法典の教科書作成が良いと考えている。ラオス国立大学法政治学部及びNIJは、2018年12月に成立した民法典に準拠した教科書の作成（既存の教科書の改訂）を予定しており、これに対する日本の支援も求めている。ラオス刑法と異なり、日本はこれまで「民法教科書作成」、「民法事例問題集・ハンドブック作成」、「民法典起草」、「民法典条文解説集（リサーチペーパー）作成」という形でラオス民法の研究を様々な形で実施してきているため、これらの成果を活かすことが可能との認識を持っている。

容，すなわち，日本人が日本の法学を生み出すまでの苦勞と共に，法学という学問をもつことが日本の法実務にとってどのような意味があるかをご説明いただくというものであった。内田先生からは，講演の最後に，本SWGメンバーに対し，「ラオスにおいて必要とされる法学は，日本において必要とされる法学と異なるので，ラオスの法学はラオス人自ら作り上げるしかない。」旨の激励のメッセージもいただいた⁴⁶。

明治期に「法」という概念に初めて触れた日本人が，「法」を理解するのに非常に苦勞したように，おそらく，いまだ「法学」という概念が存在しないラオス人にとっても，内田先生が講演で言及された「法学の重要性（法学が法実務（司法）にとってどのような意味を持つか）」を理解することは難しかったものと推測する。もっとも，現在のラオスにおいて法が適正に運用されておらず，それがラオス司法界の課題の一つであることは本SWGメンバーを含むラオス司法界に関わる人々の共通の認識である。当職は，このような課題が認識（共有）されている限りにおいて，ラオス人においても，内田先生のご講演の趣旨，すなわち，ラオス法学を誕生させることがラオス法実務（司法）を改善させる一つの方法になることを理解する日が遠くない未来に来るものと確信している。当職は，内田先生がご講演において，20年にわたって続いてきたラオスの法整備支援の特徴について，「ラオスにおける日本の法制度整備支援では，法理論を作る法学者ではなく法理論を運用する法律実務家である専門家から，法理論の重要性が指摘されていることが興味深い。この指摘は，法の支配とは，法典を作り，司法制度を作り，人材を養成すれば達成できるものではなく，それを支える理論，さらには法学がないと立ちいかないことを意味する。法制度整備支援に関わる法律実務家が経験にもとづく言葉として語っているところが興味深い。」と述べられたことで，ラオス司法界の課題が解決しない疑問点に関する当職なりの答え（内田先生のご著書を読んで見つけた糸口をたどっていった結果発見した当職なりの回答）をもつことができた気がし，視界がパッと開ける感じがした。それと同時に，当職は，その視界の前に広く深い世界が存在することも感じた。

法制度整備支援の専門家の役割はよく明治維新期に来日し日本の近代化に尽力したボワソナードなどの外国人法律家の役割に似ていると説明される。当職も，様々な方からそのような説明を聞き，明治維新期に思いを馳せて，自分にもそのようなことができればと考え，この仕事を志した。そして，当職は，上記3までで述べてきた経緯で本プロジェクトの活動として本活動を開始することとなった時，大変僣越ながら，本活動における専門家としての自らの役割は，明治維新期の外国人法律家の役割と少なからず重なり合う面があるように考え，その責任の重さと共に大きなやりがいも感じた。

当職はこのような貴重な機会を得た幸運に感謝し，当職の任期満了まで⁴⁷，本活動に全力で取り組み，次の方に業務を託したいと考えている。

⁴⁶ 2019年12月実施の本SWGを対象とする本邦研修の詳細は，氷室隼人「ラオス第4回本邦研修（教育・研修改善）」（本誌122ページ）を参照されたい。

⁴⁷ 2020年3月末の予定である。

ラオスにおける法学教育・法曹養成研修

